

平成26年度 第1回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(大規模修繕及びグループホーム創設 書類審査)

- 開催日時 : 平成27年2月6日 13時00分～16時30分
- 会 場 : 堺市役所本館地下1階A会議室
- 出席委員 : 会 長 (堺市生活福祉部長) 河村 寛之
 委 員 (関西大学 人間健康学部 教授) 黒田 研二
 委 員 (桃山学院大学 社会学部 教授) 川井 太加子
 委 員 (桃山学院大学 社会学部 非常勤講師) 佐瀬 美恵子
 委 員 (税理士) 森島 憲治
 委 員 (堺市長寿社会部長) 石井 孝美
 委 員 (堺市障害福祉部長) 南 正己
- 事務局 : (健康福祉総務課) 眞鍋 昭生 他
- 事業課 : (障害者支援課) 長尾 正志 他
- 案件名 : (1) 大規模修繕に係る書類審査及び選定について
 (2) グループホームに係る書類審査及び選定について

発言者	内 容
事務局	開会 平成26年度 第1回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。 本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	配布資料の確認
事務局	会長及び委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	各委員に応募法人からの接触等の有無確認
委員	<該当者なし>
事務局	案件説明

会長	職務代理者の指名 石井委員を職務代理者に指名します。
事務局	審査会趣旨及び目的と守秘義務についての説明
会長	案件審議 それでは「大規模修繕の書類審査」の審査方法（案）及び審査基準（案）について、事業課から提案・説明をお願いします。
事業課	（１）大規模修繕の書類審査の審査方法及び審査基準の説明 それでは、「大規模修繕」の審査基準について、説明させていただきます。 大項目として、Ⅰ～Ⅳまでの項目があります。大項目Ⅰの法人等の運営の適格性が２０点、Ⅱの土地・建物・資金計画に関する事項が５０点、Ⅲの整備の必要性に関する事項が１００点、Ⅳの運営に関する事項が３０点の配点となり、合計２００点となっております。 ２００点満点中、基準点は１００点です。 各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく概要説明に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、配点の範囲内で点数付けしていただきます。なお、規則により会長は採点を行わず、本日は６名の委員により採点をお願いします。 大規模修繕案件については、今回各委員の皆さまに１件を選定していただきます。 応募法人が１件ですので順位付けは行わず、対象外となる場合以外は自動的に当該応募法人を審査会としての選定法人として決定いたします。 ただし、各委員による評価点が基準点１００点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないこととなっております。 ここで審査基準の改正案をお示しさせていただきます。 大項目Ⅳの「運営に関する事項」につきまして、３０点の裁量の幅がありますが、採点の困難性が見受けられた為、評価基準点を設ける（案）を提案させていただきます。 評価基準点を５点から０点まで設け、それぞれ「特に優れている」から「劣っている」まで評価していただき、配点が３０点でございますので、評価点×６が大項目Ⅳの「運営に関する事項」の点数といたします。 以上が今回の審査基準の説明と改正案でございます。 改正案につきましては本審査会におきましてご承認いただきたいと思います。よろしくお願いします。

	「大規模修繕」の審査基準についての説明は以上です。
会長	審査方法（案）、審査基準（案）の説明についてはよろしいでしょうか。なにか質問等がありますか。
委員	（１）評価基準点の確認
会長	事業課より示された、大規模修繕の審査方法（案）及び審査基準（案）について承認することに異議ありませんか。
委員	<異議なし>
会長	異議なしと認め、審査方法及び審査基準を原案のとおり承認します。
会長	それでは、ただいまより書類審査を行います。 では、事業課から説明をお願いします。
事業課	大規模修繕全般について説明
事業課	大規模修繕案件について社会福祉法人障友会の説明
事業課	修繕予定の施設の説明
会長	以上、大規模修繕の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	（１）法人の経営の安全性について確認 （２）現有資金状況について確認 それでは、「大規模修繕の書類審査について」を終了します。続いて、採点に入ります。これから採点を行っていただきますが、結果については最後に発表いたします。採点をお願いします。 <採点> 審査表を回収し、集計に入ります。 <回収・集計>

会長	ここで、一旦休憩をとりたいと思います。「グループホームの創設の書類審査」は休憩後行います。
会長	案件審議 それでは定刻になりましたので、「グループホームの書類審査」を始めたいと思います。「グループホームの書類審査」の審査方法（案）及び審査基準（案）について、事業課から提案・説明をお願いします。
事業課	（１）グループホーム及び短期入所の創設の選定方法及び審査基準の説明 「障害者福祉施設 創設」の審査基準についてご説明させていただきます。 大項目として、Ⅰ～Ⅲまでの項目があります。大項目Ⅰの法人等の運営の適格性が２０点、Ⅱの土地・建物・資金計画に関する事項が９０点、Ⅲの運営に関する事項が９０点の配点となり、合計２００点となっております。 ２００点満点中、基準点は１００点です。 各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく概要説明に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、配点の範囲内で点数付けしていただきます。なお、規則により会長は採点を行わず、本日は６名の委員により採点をお願いします。 グループホーム創設案件については、今回各委員の皆さまに１件を選定していただきます。 応募法人が１件ですので順位付けは行わず、対象外となる場合以外は自動的に当該応募法人を審査会としての選定法人として決定いたします。 ただし、各委員による評価点が基準点１００点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないこととなっております。 ここで先ほどの大規模修繕の審査基準と同じく、改正案をお示しさせていただきます。 大項目Ⅱ「土地・建物、資金計画に関する事項」の中項目（１）用地の状況及び大項目Ⅲ「運営に関する事項」につきまして、それぞれ７０点と９０点の裁量の幅がありますが、採点の困難性が見受けられた為、評価基準点を設ける（案）を提案させていただきます。 評価基準点を５点から０点まで設け、それぞれ「特に優れている」から「劣っている」まで評価していただき、大項目Ⅱの中項目（１）用地の状況は配点７０点ですので評価点×１４、大項目Ⅲの「運営に関する事項」の配点は９０点ですので、評価点×１８の点数といたします。 以上が今回の審査基準の説明と改正案でございます。

	審査基準の改正案につきましては本審査会におきましてご承認いただきたい と思います。よろしくお願いいたします。 「グループホーム」創設の審査基準についての説明は以上です。
会長	審査方法（案）、審査基準（案）の説明についてはよろしいでしょうか。なに か質問等がありますか。
委員	<質問なし>
会長	事業課より示された、グループホームの書類審査の審査方法（案）及び審査 基準（案）について承認することに異議ありませんか。
委員	<異議なし>
会長	異議なしと認め、審査方法及び審査基準を原案のとおり承認します。
会長	それでは、グループホームの書類審査の書類審査に入ります。 では、事業課から説明をお願いします。
事業課	グループホーム全般の説明 グループホーム創設案件について社会福祉法人こころの窓の説明 整備予定の施設について説明
会長	以上、グループホーム創設の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	（１）入居者について確認 （２）グループホームの設備基準について確認。 （３）職員配置について確認。
会長	それでは、「グループホーム創設の書類審査について」を終了します。続いて、 採点に入ります。これから採点を行っていただきますが、結果については最後 に発表いたします。採点をお願いします。 <採点>
会長	審査表を回収し、集計に入ります。

	<回収・集計>
会長	それでは、集計ができましたので結果を発表いたします。 まずは大規模修繕から発表いたします。 評価点が１００点未満の委員は０人でしたので、当審査会として社会福祉法人障友会を選定いたします。 この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。
委員	異議なし
会長	続きましてグループホーム創設の結果を発表いたします。 評価点が１００点未満の委員は０人でしたので、当審査会として社会福祉法人こころの窓を選定いたします。 この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。
委員	異議なし
会長	本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。
	閉会